

佐波川水系の減災に係る取組方針の見直し

平成31年3月28日

山口河川国道事務所

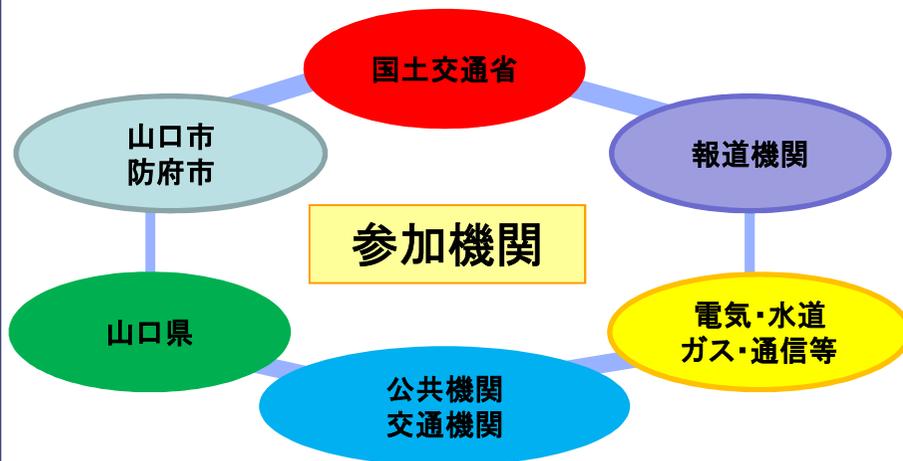
■取組方針の見直しについて

- 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定(以下、改定緊急行動計画という)を踏まえ、「佐波川水系の減災に係る取組方針」(平成28年10月策定、平成30年3月見直し)を見直す。
- 改定緊急行動計画において取り組むべき内容を、①情報共有又は連絡体制強化をするもの、②既に取り組んでいる、又は完了しているもの、③追加が必要なもの、④今後追加する可能性があるものに整理した。
- 今回の「佐波川水系の減災に係る取組方針」の見直しは、改定緊急行動計画において取り組むべき内容の「③追加が必要なもの」を踏まえたもの。
- 佐波川水系の減災に係る取組方針の見直し内容
 - 人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携強化
 - ✓ 多くの関係機関が防災行動を連携して実施する多機関連携型タイムラインを策定。
 - 災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化
 - ✓ 住民にリアリティーのある災害情報を配信できるように、簡易型河川監視カメラを設置。
 - ✓ 佐波川ダムの効果やダム操作について、住民の理解を深めるための説明会等を実施。
 - 洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化
 - ✓ 悪天候でも被災箇所の情報収集が可能な全天候型ドローンを配備。

取組方針の見直し内容

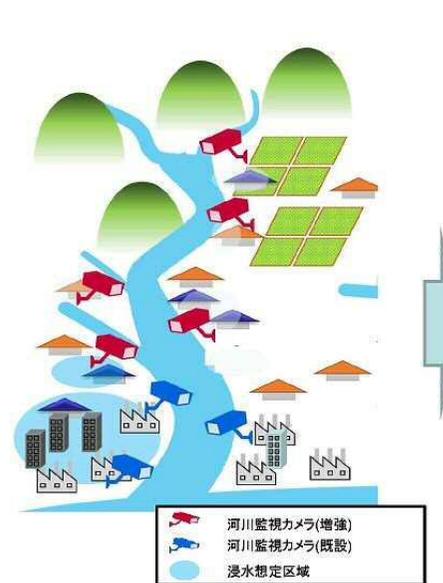
■多機関連携型タイムライン

災害の発生を前提に多機関が連携して災害時に発生する被害を想定し、共有したうえで「いつ」「誰が」「何を」するかを定めた防災行動計画(タイムライン)を策定する。
タイムラインで、事前の行動計画を策定し共有するため、行動の抜け落ちを抑制でき、多機関の行動も把握できる。



■簡易型河川監視カメラ

低コストの簡易カメラを開発し、多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促す。



インターネットライブチャンネル等を活用した河川監視カメラ画像配信



スマートフォン、PCによる閲覧

■全天候型ドローン

台風接近時や降雨時に現地の被災状況等の確認手段として、天候の回復を待たずに状況把握が可能になる。

降雨はもちろん強風下でも安定自律航行が可能

姿勢制御能力の高度化



■佐波川ダムの効果やダム操作についての説明

森と湖に親しむ旬間などでダムの効果、役割、ダム操作について説明する。



「水防災意識者会再構築ビジョン」に基づく佐波川水系の減災係る取組方針の見直し

平成 31 年 1 月 29 日に取りまとめられた「緊急行動計画の改定」に基づき、佐波川水系の減災係る取組方針の見直しを検討

項目	頁	現行	見直し（案）	緊急行動計画の改定に基づく見直し理由
1. はじめに	P1	<p>さらに、同年 6 月 20 日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。</p> <p>今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。</p>	<p>さらに、同年 6 月 20 日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。</p> <p>このように取組を進めている中、平成 30 年 7 月豪雨災害が発生し、西日本を中心に甚大な被害を受けた。 そのため、「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層加速化する必要があるとされ、2020 年度を目途に取り組むべきものとして、平成 31 年 1 月に緊急行動計画の改定としてとりまとめられた。</p> <p>今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。</p>	平成 30 年 7 月豪雨を受け、緊急行動計画の改定がなされたことを追記
	P2	<p>今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。</p>	<p>今後、本協議会は、緊急行動計画の改定を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。</p>	緊急行動計画の改定に修正

6. 概ね 5 年で実施する取組	P11	<p>【追加】</p> <p>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備（ハード整備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・簡易型河川監視カメラの整備</td> <td>E、J</td> <td>H31 年度 中国地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	目標時期	取組機関	・簡易型河川監視カメラの整備	E、J	H31 年度 中国地方整備局	<p>(2)円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> <p>「洪水予測や水位情報の提供の強化」に基づく追加</p>
	取組項目	目標時期	取組機関						
	・簡易型河川監視カメラの整備	E、J	H31 年度 中国地方整備局						
	<p>追加】</p> <p>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備（ハード整備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・全天候型ドローンの配備</td> <td>T</td> <td>H31 年度 中国地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	目標時期	取組機関	・全天候型ドローンの配備	T	H31 年度 中国地方整備局	<p>(3)被害軽減の取組</p> <p>②多様な主体による被害軽減対策に関する事項</p> <p>「早期復興を支援する事項の準備」に基づく追加</p> <p>及び</p> <p>(5)防災施設の整備等</p> <p>「河川管理の高度化の検討」に基づく追加</p>	
取組項目	目標時期	取組機関							
・全天候型ドローンの配備	T	H31 年度 中国地方整備局							
P12	<p>【追加】</p> <p>■ 情報伝達、避難等に関する取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・道路管理者、交通サービ ス、ライフライン等の大規模災害時に対応が必要な関係機関と連携したタイムラインの策定 (多機関連携タイムライン)</td> <td>H</td> <td>H31 年度 協議会全体</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	目標時期	取組機関	・道路管理者、交通サービ ス、ライフライン等の大規模災害時に対応が必要な関係機関と連携したタイムラインの策定 (多機関連携タイムライン)	H	H31 年度 協議会全体	<p>(2)円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>①情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p>「多機関連携型タイムラインの拡充」に基づく追加</p>	
取組項目	目標時期	取組機関							
・道路管理者、交通サービ ス、ライフライン等の大規模災害時に対応が必要な関係機関と連携したタイムラインの策定 (多機関連携タイムライン)	H	H31 年度 協議会全体							
P13	<p>【追加】</p> <p>■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・佐波川ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会等の実施</td> <td>G、R</td> <td>H31 年度～ 山口県</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	目標時期	取組機関	・佐波川ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会等の実施	G、R	H31 年度～ 山口県	<p>(2)円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>①情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p>「防災施設の機能に関する情報提供の充実」に基づく追加</p>	
取組項目	目標時期	取組機関							
・佐波川ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会等の実施	G、R	H31 年度～ 山口県							

項目	頁	現行	見直し（案）	緊急行動計画の改定に基づく見直し理由
7. フォローアップ	P14	<p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。また、緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。</p>	<p>原則、本協議会を毎年出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。また、緊急行動計画の改定についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。</p>	<p>緊急行動計画の改定に修正</p>

メディア連携のための分科会などの設置

- 地方のメディア関係者との連携や情報提供などについて具体的に検討し、地域の防災に対する取組を強化する。
- 分科会などの具体的な検討方法は、現在調整中である。

- 想定される取組強化内容
 - 専門家の解説等、災害時の連携体制の確立。
 - メディア連携による防災訓練の実施

など



国土交通省職員による解説事例
(平成28年台風10号(平成28年8月30日放映))